

全国港湾運動方針(案)決定される 第9回大会で活発な議論を!



提出議案は、第一号議案「二〇一五年度の主な取り組み経過(案)」、第二号議案「二〇一六年度運動方針(案)」、第三号議案「別ストライキ権の確立について(案)」、第四号議案「全国港湾規約の改正について(案)」、第五号議案「二〇一五年度決算報告及び二〇一六年度予算(案)」からなり、一六秋年末における具体的活動方針について(案)も提起されています。

運動方針案の運動の基調として、「①港湾労働者のための制度・政策課題の前進」、「②港湾労働者の進を図る。とくに、港湾運送事業の健全な発展・持続可能な事業展開への道を同時に探求し促進する。③港湾労働者の全般的な労働環境整備を図る。そのために、産別協定の履行と拡充を基軸にした雇用安定・安全で安心して働ける職場づくりを取り組む。④二〇一六年度に協定体制を軸にした労使関係の強化・発展を図る。⑤情勢と課題に対応しうる、産別組織の強化・拡大を図る。⑥ITFに団結し国際連帯活動のさらなる前進を図る。⑦国民的諸課題に関して、その課題が港湾労働者にとつて、どのような問題かを鮮明にし、国民的な運動(共闘関係)とは一致点を大事にして取り組みを進める。」以上の六点が提起されています。

基本的課題は、「①港湾運送事業の健全で持続可能な事業展開への道と港湾労働者のための制度・政策の確立を同時に探求し促進する。とりわけ、港湾政策・行政の対応の悪さが顕著なことを踏まえ、国会議員・政党との協力・共同関係の構築を通じて前進を切り拓くこととする。②港湾労働政策・制度に関し、労働環境整備と不可分な課題とも位置付け、労使協議・行政関係との協議の両側面から追求する。③労働環境の整備、労働条件の向上に向けた産別協定の改定を含めた取り組みを進める。④産別運動の歴史の到達点にたつて、当面の課題に対応しうる労使関係、産別組織の強化に努力する。⑤ITF運動の基調に沿って国際連帯活動を促進する。⑥港湾労働者の視点に立脚した国民的諸課題の取り組み強化、及び共闘関係の探求を図る。」として、職場・地域の英知と力を結集し、産別運動の前進を図ることとしています。

一六秋年末方針案では、「十一月十七日から十八日を中央行動に設定し、行政

全国港湾第九回定期大会は、九月十四日(水)から十五日(木)にかけて「シーパレス日港福」に於いて開催されます。このほど定期大会に提出される議案書が、常任中央執行委員会、中央執行委員会の議論を経て作成されました。

進を図る。とくに、港湾運送事業の健全な発展・持続可能な事業展開への道を同時に探求し促進する。②港湾労働者の全般的な労働環境整備を図る。そのために、産別協定の履行と拡充を基軸にした雇用安定・安全で安心して働ける職場づくりを取り組む。③二〇一六年度に協定体制を軸にした労使関係の強化・発展を図る。④情勢と課題に対応しうる、産別組織の強化・拡大を図る。⑤ITFに団結し国際連帯活動のさらなる前進を図る。⑦国民的諸課題に関して、その課題が港湾労働者にとつて、どのような問題かを鮮明にし、国民的な運動(共闘関係)とは一致点を大事にして取り組みを進める。」以上の六点が提起されています。


基本的課題は、「①港湾運送事業の健全で持続可能な事業展開への道と港湾労働者のための制度・政策の確立を同時に探求し促進する。とりわけ、港湾政策・行政の対応の悪さが顕著なことを踏まえ、国会議員・政党との協力・共同関係の構築を通じて前進を切り拓くこととする。②港湾労働政策・制度に関し、労働環境整備と不可分な課題とも位置付け、労使協議・行政関係との協議の両側面から追求する。③労働環境の整備、労働条件の向上に向けた産別協定の改定を含めた取り組みを進める。④産別運動の歴史の到達点にたつて、当面の課題に対応しうる労使関係、産別組織の強化に努力する。⑤ITF運動の基調に沿って国際連帯活動を促進する。⑥港湾労働者の視点に立脚した国民的諸課題の取り組み強化、及び共闘関係の探求を図る。」として、職場・地域の英知と力を結集し、産別運動の前進を図ることとしています。

一六秋年末方針案では、「十一月十七日から十八日を中央行動に設定し、行政


全国港湾ジャンパー刷新 応募デザインの中から決定

全国港湾ジャンパーを刷新する事となり、機関紙二八〇号(二〇一六年八月号)でデザイン募集を掲載したところ応募があり、事務局、教宣委員会で熟考の結果、決定をみました。

ご応募頂いた組合員には、お忙しいところ大変有難う御座いました。



フロントイメージ



バック イメージ

福島第一原 発事故で南相馬市に出いた避難指示が解除された

福島第一原発事故で南相馬市に出いた避難指示が解除されたのは、発生してから六例目で、対象者は一万人超と過去最多となる。同原発から二〇キロ圏内にある南相馬市南部には避難指示が出され、自主避難も含め約六万人以上、最近まで一万七千人超が避難していた。今回の解除について国や県は「本格的復興に向けたスタート」としている。しかし、復興庁の調査では帰還を望まない声が多いのが現実だ。解除の状況や雇用確保などの条件付きで帰還したい人はいるだろうか。状況は簡単ではない。▼除染が遅れている中で放射線への不安はやはり大きい。帰還に伴う雇用や生活インフラ、買い物・医療などの心配もある。東日本大震災から五年が経過し、今では仕事や学校など避難先の生活を安定させつつある人も多い。しかし、政府は来年三月までに、帰還困難区域を除くすべての区域で避難指示を解除する方針にしている。▼解除にともない、住民への損害賠償や、税金や社会保険料の減免措置などの生活支援が打ち切られるのではないかと心配もある。また、仮設住宅が有料になる可能性もある。『見せかけの復興』を急ぐあまり、帰りたくても帰れない人々を犠牲にするのはやめてほしい。